部長及び参事官　　地域発第５０号
殿　　令和８年３月24日
所属長　　５年保存（口訓）
本部長

地域警察官の取り扱う事件及び捜査書類の組織的管理について
（通達乙）

高知県地域警察運営規程（平成５年３月本部訓令第６号）第４条に規定する地域警察官の行う事件、事故等の処理範囲の基準については、「地域警察官の事件、事故等の処理範囲の基準について（通達甲）」（平成28年３月15日地域発第74号）（以下「通達甲」という。）、事件等の管理や捜査書類の管理については「地域警察官の取り扱う事件及び捜査書類の組織的管理について（通達乙）」令和４年１月７日地域発第８号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、一部の署に地域交通課が設置されることに併せて、通達を見直したので、引き続き地域警察官の取り扱う事件及び捜査書類について下記の点に留意の上、組織的に管理し、適正な業務を推進されたい。

なお、本通達は令和８年４月１日から実施し、同日付けで旧通達は廃止する。

記

１　事件及び捜査書類等の組織的管理

(1)　管理体制の確立

ア　事件管理者の指定

署に事件管理者をおき、地域課長(地域交通課長を含む。)をもって充てる。

イ　事件管理補助者

署長は、必要に応じて、事件管理者を補助する事件管理補助者（警部補以上の階級にある地域警察官）を指定することができる。

ウ　事件管理者及び事件管理補助者の任務

事件管理者及び事件管理補助者（以下「事件管理者等」という。）は、通達甲に定めるとおり、一貫処理対象事件について、事件指揮の徹底を図り、事件を担当する地域警察官（以下「取扱者」という。）を明確に指名した上で、迅速かつ適正な事件処理のため必要な指導を行うこと。

また、取扱者が作成した事件記録について、取扱者から提出を受けたときは捜査書類引継書により、その管理や点検を徹底すること。

事件記録を署地域課(地域交通課における地域係を含む。以下同じ。)以外の事件主管課(地域交通課における交通係を含む。以下同じ。)に引き継

ぐときは、事件管理者等から事件主管課の担当者に対し捜査書類引継書により確実に引き継ぐこと。

その他、一貫処理対象事件以外の事件について地域警察官が作成した被害届や捜査報告書等の捜査書類についても、事件管理者等から事件主管課の担当者に対し捜査書類引継書により確実に引き継ぐこと。

(2)　管理の対象となる事件や取扱い事案の確実な把握

事件管理者等は、一貫処理対象事件として定めている簡易書式例対象事件及び微罪処分対象事件のほか、地域警察官が臨場した犯罪現場、受理した被害届や被害品還付等の取扱事項について、事案受理・処理簿（別記第１号様式）、活動日誌、地域警察官の事件検挙報告書、事件指揮簿、呼出簿等を正確かつ確実に作成させ提出させることなどにより、管理の対象となる事件、捜査書類、証拠品の取扱状況の把握を徹底すること。

(3)　地域警察官検挙管理システムを活用した事件管理の徹底

事件管理者等は、「地域警察官検挙管理システムの運用要領について（事務連絡）」（令和８年３月24日地域発第69号）において定める地域警察官検挙事件管理表及び県本部地域課から各署に送信される地域警察官検挙事件処理状況表等を活用し、取扱事件を確実に管理し、未処理事件の早期処理を図ること。

２　処理中の事件記録や作成途中の捜査書類の保管管理について

取扱者は、処理中の事件記録や作成途中の捜査書類、照会結果の記録や写真等については、事件ごとにひとまとめにし、事件関係書類一覧表（別記第２号様式）を貼付した封筒や決裁箱等に入れ、署の保管庫に施錠して保管管理し紛失防止に努めること。

同保管庫の鍵は、事件管理者等または当直責任者が管理すること。

取扱者は、保管庫において捜査書類等の保管を開始する時、保管庫から捜査書類等を取り出す時、捜査書類等を提出し保管が終了した時は、事件管理者等または当直責任者に対し、都度確実に報告すること。

事件管理者等は、取扱者から前記報告を受けたときは、取扱者に対し書類取扱上の注意点のほか、保管や持出しに関する具体的な指示を与えること。

３　証拠品関係

証拠品の保管や引継ぎについては、証拠物件取扱保管要領等に従い適切に保管、管理を行うこととしているが、事件管理者等は、１（2）に記載の要領や捜査書類引継書により、地域警察官が取扱中の証拠品について確実に把握し、証拠品管理システムと突合するなどにより管理の徹底を図ること。

なお、証拠品保管庫に保管するべき証拠品を、捜査書類と混同し保管庫に保

管することのないよう十分注意すること。

4　捜査書類引継書による引継ぎ

(1)　署地域課から他課(地域交通課における交通係を含む。以下同じ)に引継ぎしない事件

簡易書式例対象事件など、署地域課において事件処理し、送致する事件について、取扱者は、捜査書類引継書（検挙事件用）（別記第３号様式）を作成し、ひとまとめにした捜査書類を事件管理者等に提出すること。

捜査書類の提出を受けた事件管理者等は、捜査書類引継書の記載内容と提出された捜査書類が一致するか確認した上で、捜査書類引継書の引継者欄は空欄のままで、引受者欄に日付と名前を記載すること。

(2)　署地域課から事件主管課に引き継ぐ事件

微罪処分対象事件、成人基本事件、少年事件など、署地域課において事件処理後他の事件主管課に引き継ぐ事件について、取扱者は、捜査書類引継書（検挙事件用）を作成し、ひとまとめにした捜査書類を事件管理者等に提出すること。

捜査書類の提出を受けた事件管理者等は、捜査書類引継書の記載内容と提出された捜査書類が一致するか確認した上で、捜査書類の点検を実施し、捜査書類引継書の引継者欄に日付と名前を記載して事件主管課の担当者に引き継ぐこと。このとき、事件主管課の担当者に対し、引受者欄に日付と名前の記載を求めること。

(3)　被害届等の引継ぎ

取扱者は、受理した被害届と刑法犯認知票の提出、被疑者が判明していない事件についての防犯カメラ映像精査の捜査報告書や実況見分調書の提出、交通事故や交通事件及び悪質交通違反等について作成した捜査報告書の提出など、捜査書類引継書（検挙事件用）を作成しない事件について、捜査書類を引き継ぐときは、捜査書類引継書（その他）（別記第４号様式）を作成し捜査書類等とともに事件管理者等に提出すること。

捜査書類の提出を受けた事件管理者等は、捜査書類引継書の記載内容と提出された捜査書類が一致するか確認した上で、捜査書類の点検を実施し、捜査書類引継書の引継者欄に日付と名前を記載して事件主管課の担当者に引き継ぐこと。このとき、事件主管課の担当者に対し、引受者欄に日付と名前の記載を求めること。

5　事件管理者等に提出後の捜査書類の訂正要領

(1)　署地域課から送致するため、他課に引継ぎしない事件

取扱者が、事件管理者等から直接指示を受け、捜査書類を返戻することな

く訂正、再提出が可能な場合を除き、捜査書類引継書の返戻関係記載欄に必要事項を記載し、返戻に係る書類の授受を明らかにしておくこと。

この場合、事件管理者等が返戻関係記載欄のうち返戻日、返戻者、返戻書類名の各欄に日付、名前、書類名を記載し捜査書類を取扱者に返戻する。返戻を受けた取扱者は、捜査書類を訂正後再提出する際に返却日、返却者欄に日付と名前を記載する。

(2)　署地域課から事件主管課に引き継ぐ事件

ア　事件管理者等から事件主管課の担当者に引き継ぐ前の訂正要領

５(1)に記載の要領により取り扱う。

イ　事件管理者等から事件主管課の担当者に引き継いだ後の訂正要領

取扱者が、事件主管課の担当者から直接指示を受け、捜査書類を返戻することなく訂正、再提出が可能な場合を除き、捜査書類引継書の返戻関係記載欄に必要事項を記載し、返戻に係る書類の授受を明らかにしておくこと。

この場合、事件主管課の担当者は、事件管理者等に対し捜査書類を返戻する。事件管理者等は、返戻関係記載欄のうち返戻日、返戻者、返戻書類名の各欄に日付、名前、書類名を記載し、返戻の理由や訂正すべき書類について確認後、捜査書類を取扱者に返戻する。返戻を受けた取扱者は、捜査書類を訂正後再提出する際に返却日、返却者欄に日付と名前を記載する。事件管理者等は、返却を受けた捜査書類について訂正が完了しているか確認したのち、引継日、引継者欄に日付と名前を記載し、事件主管課担当者に再度引き継ぐ。

(3)　捜査書類引継書（その他）を作成し、提出した捜査書類

５(2)に記載の要領により取り扱う。

6　捜査書類引継書を作成しない場合

被疑者の身体を拘束した事件（現行犯人として逮捕し引致した後、留置することなく釈放して署地域課において事件処理することとなった事件を除く。）については、事件主管課の指揮を受けて処理することとなるため、原則、捜査書類引継書を作成しないこととする。

ただし、事件管理者等が管理上必要と判断した場合は、取扱者は、捜査書類引継書を作成することとする。

7　捜査書類引継書の保管・管理

事件管理者等は、捜査書類引継書簿冊に、引継索引（別記第５号様式）を作成し、捜査書類等の引継状況を把握し、適切な管理を行うこと。

8　留意事項等

(1)　事件管理者等による取扱者への指導教養

事件管理者等は、取扱者となる地域警察官に対し、次の事項について指導教養を徹底し、事件及び捜査書類の組織的管理を推進すること。

ア　捜査書類の個人保管はしないこと

イ　取扱者として指名を受けた事件は、迅速かつ適正に処理すること

ウ　提出後の捜査書類の訂正や返戻は、事件管理者等の指揮を受けることが原則であること

エ　捜査書類に関する不適正な取扱いは、虚偽公文書作成や公用文書毀棄等の犯罪となる可能性があることを十分に認識すること

(2)　事件管理者等による事件主管課との連携

事件管理者等は、事件管理者等から事件主管課の担当者に引き継いだ後の捜査書類の訂正要領について、取扱者が当該担当者から直接指示を受け、面前で訂正し、即時その場で再提出が可能な場合を除き、捜査書類を取扱者に直接返戻することなく、必ず事件管理者等を経て捜査書類の返戻を行うよう事件管理課(地域交通課における交通係を含む。)の担当者に対して都度伝達するなどにより、事件主管課との連携を図ること。

(担当：地域課 指導補佐 3572)